

# 法科大学院における教育の理念と現実(上)

## —司法試験との関係を中心とした現状と課題に関する分析—

早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士

稻葉威雄

### 目次

#### はじめに

#### 一 法科大学院の理念の実現

##### 1 プロセスの中での教育・選別

##### 2 現行司法試験の問題点

##### 3 試験による選抜とプロセスによる選別

##### 4 法科大学院教育における選別

##### 5 グランドデザインの欠如

#### 二 法科大学院の教育の現状と課題

##### 1 その成果の評価

##### 2 総括的な整理

(以上本号)

### はじめに—法曹養成の重要性と本分析のスタンス

日本社会の制度疲労現象の一環として、わが国における社会的基盤（インフラストラクチャー）としての司法制度の機能不全が指摘されるようになり、司法改革の作業が行われた。平成二年に発足した司法制度改革審議会の報告をうけ、平成一

年には司法制度改革推進法が制定された。これに基づき、司法制度改革推進計画が策定され、司法制度改革推進本部が発足した。これは、日本社会における法の支配の貫徹という理念を実現するた

め、国民が容易に利用できるような、公正で適正な手続での、迅速・適正・実効的な司法制度を構築することが目的である（司法制度改革推進法二条）。この作業は、时限的なものとされ、右改革推進本部も既にその任務を終えて解散し、昨年（平成一六年）末で、制度改革の面では、一応の区切りがつけられたが、今後その具体的な運用が問題になる。

司法に関する制度すなわち司法の枠組みは、当然司法の機能のあり方を基本的に規制することになるから、その機能の向上のためには、運用の改善だけでは間に合わない場合には、制度改革が、その前提条件の

整備としてまずテーマとなることは当然である。しかし、制度というものは、それを形として整えさえすれば、期待された機能を直ちに發揮するものではない。その趣旨に則った適切な運用がされるかどうかが問題である。その運用を担うのは、結局は人であり、人を得るかどうかが決定的に重要な意味をもつ。

司法制度の運用を担う主要な者は、いわゆる法曹である。優れた法曹を社会の需要を充たすのに必要な十分な数（つまり法曹の質量を）確保すること（人的基盤の確保）が、司法改革の成功の重要な力ぎとなる。

そこで、司法改革の作業の中で

も、法曹の数の増加とその養成の仕組みの改善は、重要なテーマとされていた。これまでの法曹養成の問題点（その数の制約と司法試験という点による選別の弊害）が指摘され、結局これに代わる制度として、法科大学院の修了を司法試験の受験資格とする代わりに、司法修習の期間を短縮する制度が採用された（この法科大学院に関する整備は、他の制度改革に先がけて平成一四年末に成立した）。

これは、受験技術による司法試験合格ひいては法曹資格の取得という事態を避け、本当に法曹としての素質と能力がある者をプロセスの中で教育し、法曹資格を与える者を選抜（選別）しようとする考え方に基づくものである。

昨年（平成一六年）四月に法科大学院が発足し、その第一期の卒業生についてのいわゆる新司法試験が平成一八年に行われる。昨年秋から、その合格者数についてこれをどう設定すべきかについての論議が盛んに行われている（司法試験管理委員会の方針としては、当初の報道の八〇〇人よりは、新司法試験合格者枠を増やす方向のようである）。

本稿は、この法科大学院に関する

理念が実際に実現できるかどうか、その現状と課題を私なりに分析してみようとするものである。全く個人的な見解であり、いかなる組織の意思を反映したものでもない。当然個きないが、さまざまの立場から十分な議論をすることが大切である（たとえば、座談会「法科大学院の開校と展望」第一東京弁護士会報平成一七年一月号四頁）。

本稿における見解の背景を明らかにする趣旨で、筆者の個人的な立場を述べておく。法曹歴は、裁判官、法務省での民事立法・法務行政の担当者、弁護士として四三年近くになる（そのうち弁護士の経験は浅い）。

現在は法科大学院の教員として限定された範囲ではあるが（もっぱら既修者一年次の会社法を担当している）、法科大学院生と接している。司法院改革審議会での検討が行われていた当時には、裁判所で司法行政を担当する立場にあつた。今では一五年以上も前のことになるが、司法試験委員も一〇年ほど経験した。

参加して、それらの場における情報にも接している。

## 一 法科大学院の理念の実現

### 1 プロセスの中での教育・選別の必要

法科大学院の目的としてのプロセスの中での教育と選別という理念自体は、正しいものである。これまで養成された法曹の状況は、層の薄さが否定できないほか、ギルド化の現象がみられ、閉鎖性が強い（拙稿「司法に関するある情報発信—司法改革へ向けての司法界・法曹界の課題」NBL七七六号五五頁参照）。これには、情報の流通不足、競争の欠如による淘汰の不足という面があることは否定できない。多様な能力のある法曹に対する社会的なニーズに応えるのに十分ではなく、法の支配の実現を図る障害になつていている。この状況は何とか解消しなければならない。

そこには、法曹人口の増加と多様な人材の確保が必要であるが、これまでの法曹養成のシステムは、選抜について専ら一発勝負の司法試験に依存している。そのような司法試験の手直しだけでこの目標が実現できるかどうかが疑問とされ（試験内容

を変えるには教育内容を変えることが前提であるが、それが既存のシステムの中で可能かどうか）、法科大学院教育との連携というシステムが採用されたものである（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という）参照）。

連携法二条は、法曹に期待される要件として、高度の専門的知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性、職業倫理を掲げている。これを備えた法曹をどのようにして養成するかが、法科大学院教育の課題であり、その達成が法科大学院の使命である。

### 2 現行司法試験の問題点

現行司法試験の問題点は、私見では、次のようなものと考える。

まず、①受験者を選抜するための短答式試験が、憲法、民法、刑法の三科目に限定されていることである。この三つが基本法であることに異論はないが、範囲が限定されていることから、点差をつけるため（足りりの目的の達成のためにそれは要求される）、きわめて難解でパズルのような問題になる傾向がみられる（法曹に要求される基本的な法知識

を問うというものではなかつた)、

また受験生が専らこの三科目のみを重点に勉強することになり勝ちであった。

法曹に基本的に要求される高度の専門的知識として、この三科目では足りないことは明らかであり、およそ教養に関する配慮はない。したがつて、法律だけを力り勉することによって合格することも可能である。例えば、短答式については、国家公務員採用一種試験と共通化する等の配慮が望ましかつた。現行の短答式試験で本当に優秀な法曹としての素質・教養を測ることができるとどうかは、極めて疑問である。

その結果として、②この三科目以外の科目の論文試験での成績は、二極分化の傾向が顕著であつた(商法や訴訟法のような必修ないし選択必修でも、破産法のような完全な選択課目でも同じであつた)。つまり、採点結果の偏差値の分布が正規の曲線(プロバビリティカーブ)を描かず、ある程度勉強している集団と殆ど勉強していない集団との二山に分かれる。ところが、採点者が複数いることから生ずるばらつき、また科目選択によるばらつきを調整するという趣旨で、これを正規分布に改め

ことが要求される。

その結果として、本来のあるべき採点では、およそ合格ラインに達しないとみられる者についても、点数がかさ上げされる。そのため、合格という現象が起こる。

一般に論文試験の採点(得点)調整は、採点者が複数いるときは、これが行なうのが公平のように見えるが、他方調整対象となるべき各集団の構成が同じ能力を有しているはずという擬制があり、この擬制が正しいかどうかが問題となる。その意味では、受験者の属性や数、試験問題が異なるつている選択科目間の採点の客観的な公平の確保は、実際上不可能といつてよい。

さらに③論文試験に共通して、その出題内容が究極の大問題である。その成績は、法曹としてのスタートにたつ資格があるかどうかを判別する最重要な基準になつてゐる。後に法科大学院での教育や新司法試験に関連して詳しく触れるが、現在の司法試験の問題は、試験問題におけるキーワードに反応して知つてゐることと(教えられたこと)を羅列して書けば、そこそこの点が得られるという要素があるようと思われる。

このような試験問題の問題性は、

司法試験予備校による受験技術の向上によつてもたらされた面がある。

### 3 試験による選抜とプロセスによる選別

試験というのは、科挙以来、他に

適当な代替手段はないし、客観的な公平性という点では極めて説得的ですなわち、このような問題は、想定される出題について効率的に論点(論証パターンを記憶させる)を教えることで、対応が可能である。正解志向が生まれ、自分で考へることをしないでませる教育のほうが、このような問題に対応するには効率的だということがある(ひたすら模範解答を求める傾向)。

他方で、このようなスキルの開発は、優れた法曹の素質・能力の選別といふ観点からは、むしろ負の要素をもつことが懸念される(もちろんこのような能力開発のシステムからも、そそこの法曹が生まれる可能性があることは確かである)。また、どのような試験でも対応できる本当に優秀な層が存在することは否定できないから、現行システムがおよそ欠陥制度とはいえないが、より優れた法曹への発展性を摘んでいる恐れも大きい)。

つまりは、インプットされた情報は、自分の回路で処理して、解答としてアウトプットすべきものをきちんと選別する能力(自分で考へる力)を試す試験にすることが望まれる。

なお、そのプロセスの出発点での法科大学院の入学者の選別や成績評価は、公平を期すためには、やはり試験によらなければならぬ、とい

う問題も残っている。あらゆる局面における試験制度の改善（広く人事評価のシステムの改善とスキルの向上）は、今後の継続的な検討課題である（特に法科大学院の入学試験・成績評価のための試験や司法試験について改めて触れる）。

また、優れた法曹については、もちろん努力も大切だが、資質（才能・潜在的能力・素質）が極めて重要である（努力できることつまり勤勉であること、誠実であること、一つの素質である）。すぐれた素質があり、法律に片寄らない経験・素養を有する人材が、法曹を目指してくことが望まれる。

法律制度は、社会生活を円滑に営むための道具であるという認識が必要である。その基本的なセンスが備わつていれば、法律知識は後で十分補充できる。これも、法律の関する教育を受けていない、多様なバックグラウンドを持ついわゆる未修者を広く受け入れる法科大学院が構想された理由の一つといふことができる。

#### 4 法科大学院教育における選別

日本の中学校教育においては、いわゆるいい学校でも、入るには難いことであつた。

日本の学校教育においては、いわゆるいい学校でも、入るには難い

が、出るには易しく、過程での選別は殆ど行われていないという状況があつた（教育の場に限らず、終身雇用制・年功序列制等の制度が支配的であった日本社会では、組織の中で選抜・選別自体は、当然その活力を維持するためには必須のものであるとしても、組織からの排除・追放

を避けることは、一般的な支配原理であったといえるかもしれない）。

早稲田大学の法科大学院でも、採点の厳格化が推進されているが、このようないい学校社会一般の閉鎖性の除去、情報の円滑な流通が伴つてこそ、法科大学院教育の中でのプロセスでの選別・淘汰が説得的なものになる。

日本の中学校教育においては、いわゆるいい学校でも、入るには難いが、出るには易しく、過程での選別は殆ど行われていないという状況があつた（教育の場に限らず、終身雇用制・年功序列制等の制度が支配的であった日本社会では、組織の中で選抜・選別自体は、当然その活力を維持するためには必須のものであるとしても、組織からの排除・追放を避けることは、一般的な支配原理であったといえるかもしれない）。その中で法科大学院だけがそれを実行することができるか、である。

もちろん、これについては、たとえば義務教育の局面では、別の考慮が優先する。誤解を避けるためには、これは除外して（広い意味での弱者保護は別に考えるべき問題として）議論すべきである。

このような状況（いつたん組織に入れた者は、不適格者と認めるべき状況が生じても排除しない）は、例え司法研修所でも裁判所でもみられない。裁判所における裁判官の任期の延長（再任しないこと）や司法修習が日本の文化の中で可能か、ということであつた。

である。これは、法科大学院教育のあらゆる面で悪い影響を与えることが危惧される。

法科大学院で行われる教育は、法曹養成を目的とするものであるが、専ら司法試験合格を目指す技術的なものであつてはならない。それは、法科大学院卒業を司法試験の受験資格とした趣旨に反する。法科大学院が、現行司法試験の合格者の多くについて、そのような正解志向のマニュアルづけの司法試験予備校教育を受けてきたことの弊害がみられ、そのアンチテーゼとして新制度が採用されたことからいって、そのことは明らかである。

しかし、法科大学院卒業者の多くが司法試験に合格しないことになるところでは矛盾が露呈する。せつかくよい法曹になるための教育を受けても、実際に法曹になれなければ、意味がないことになる恐れがあるからである。

法科大学院の教育は、受験資格を得るためにだけのものとして、受験技術の習得にのみはしる動きが生まれること、あるいは法科大学院自体が、本来の理念を捨てて司法試験合格指向の教育を目指す動きが生ずることも、起こり得る（後記のとお

り、司法試験の内容をそれでは合格しないものにすることとどこまでこのような動きを食い止められるかが問題である）。また、法科大学院教育の中での選別すなわちプロセスでの選別も行われ難くなる（最終的に司法試験の段階で大きく篩いにかけられるのでは、法科大学院での選別は余り意味がないという感覚になる。また、全ての法科大学院で同じ選別行動をするかどうか、その選別の基準の公平性は担保できるか、また多様性の確保という観点からはどうかといった問題がある）。

加えて、特に優秀な未修者を法科大学院ひいては法曹に吸引する力が失われ、優秀な法曹の後継者が得られないのではないかという危惧がある。これまでのシステムの場合には、本当に優秀な者は、法学部出身で無い者でも、仕事をしながら勉強をして司法試験に合格することができる。しかし、この新しいシステムでは、フルタイム（夜間制のものもあるが、それでも時間面・費用面での拘束・負担は大きい）の法科大学院で、原則三年（既修者認定を受ければ二年）の授業を受けなければならぬ。

法科大学院卒業後には、試験に備えて受験予備校に通う。もつともアメリカの学生も卒業時の Bar. Exam. 合格への意識は強いようである。

このことについては、ダグラス・K・フリーマン「リーガル・エリートたちの挑戦」二四六頁（商事法務二〇〇三年）に詳しく記されている。他方、法曹としてのキャリアについては、ロースクールの成績に強く影響されるとともに、ロースクールの序列の評価も、シビアに定まつてゐるといわれる（U.S.ニュース・ア

様性の源泉自体は失われることは必然であるから、法科大学院への多様な人材の吸引力が失われると、現行制度より悪い状況に成りかねない。

#### アメリカの場合

合には、法科大学院以外に法学部的なものはなく、Bar. Exam. の合格率は、かなり高いようである（Bar. Exam. は州ごとに行われるから、その合格の難しさは州による。その中でも、カリフォルニア州の五割台というのが最も低い部類だといわれる）。そもそも Bar. Exam. は、ロースクールの教育とは関わりの薄い試験内容だということが定着しているようでもある（法科大学院卒業後に試験に備えて受験予備校に通う。もつともアメリカの学生も卒業時の Bar. Exam. 合格への意識は強いようである）。

日本の場合

日本の社会は、それとは違う。つまり、法曹の資格は、希少価値をもち、法律事務について独占的な権益を与えるもので、その有無は決定的な意味をもつ。資格者の間での能力差を明らかにする仕組みは十分備わっていない。

実体的な正義が重要視され、たとえば当事者について弁護士の能力差を直接に訴訟の勝敗の結果に結びつけることが望ましいとのコンセンサスではなく、むしろ裁判所はそのような結果が生じないように努力すべきだ、少なくともそれは不公正・不公平

等とはいえないという感覚があるようと思われる。結果として、その職業能力に影響を受ける関係者に不測の損害を与えることがないよう最低限の能力は確保すべき期待が社会的に存在する一方、競争は激しくない。法曹資格の取得での段階での能力測定が重視されるゆえんである（もつとも、現行制度で本当にそれが確保されているかは、別の問題である）。

もちろん、アメリカ流の有能な弁護士を選任しない当事者は損をして当然で、それをしない当事者の自己責任の問題だとし（訴訟をゲームとする見方）、それを通じて法曹特に弁護士の淘汰を図ればよいという立場からの批判は、容易である。しかし、そのような社会にすることが本当に望ましいかどうかには疑問があり、またそのような社会を円滑に動かすのに必要な受け入れ態勢（仕組み）が備わっていないことも事実であつて、そのことは無視できない。

もともと、法科大学院の教育は、その卒業生の大半が法曹になれると考えられる。そういう期待があればこそ、二年ないし三年の余計な教育期間にも耐え、司法試験の合格に直結しない能力開発にも落ち着いて

いそしむ意欲が生まれる。法科大学院の卒業生の数と法曹資格取得者の数との間に相当のバランスの存在が必要である。しかし、現行の法科大学院の制度は、そのバランスを確保しないまま発足した。そのバランスの確保を実現することができるかが、一つの大きな問題である。

### 法曹人口の増加に対する抵抗の存在

バランスを回復する一つの方策として、司法試験合格者の増加ひいては法曹人口の増加がある。基本的に弁護士人口の増加に結びつくが、これについての弁護士会の大勢は、極めて消極的である。需要見通しも

突きつけられてから騒ぐのは、日本の先送り体質の現れの一つということになろう。実際に問題がまわる（グランンドデザインの欠如といふ）ゆえんである。実際に問題があつた（司法試験合格者に枠が定まつてはいない）。

## 二 法科大学院の教育の現状と課題

### 1 その成果の評価

#### 入学者の選抜

他方で、現実に設立された法科大学院の教育の成果（その卒業生は原則的に法曹とするのにふさわしいかどうか）は、いまはつきりしてい立していない（もつとも、このいわれているLSATの信頼性も、論証可能なものかどうかは知らない。前掲「リーガル・エリートたちの挑戦」二三頁参照）。各法科大学院が実施する入学試験も、その選抜方法としての効果は、まだはつきりとした評価の段階ではない。アメリカのロー

べきであつた（司法試験合格者に枠がある以上、法科大学院の配置を考えるとともに、その学生の定員を相当の数に絞ることが望ましかったが、その方策は現行のシステムでは難しかつたのであろう。しかし、そのツケは法科大学院に入学した者が、一つの大きな問題である。

本来は制度設計の当初の段階で、この問題について徹底的に論議をす

べた（司法試験合格者に枠がある以上、法科大学院の配置を考えるとともに、その学生の定員を相当の数に絞ることが望ましかつたが、その方策は現行のシステムでは難しかつたのであろう。しかし、そのツケは法科大学院に入学した者が、一つの大きな問題である。

法科大学院入学のための資格認定試験は、大学入試センターと日弁連法務財団の二団体が実施しているが、双方を受験した者の得点に乖離がみられるという指摘もある（ともに一面的な評価しかしていないといふことであろう）。この両者を統合して信頼性を高めようとする動きもみられる。

早稲田大学法科大学院での第一年の成績評価に基づく暫定的分析では、むしろ逆相関関係が認められるとの指摘もあつた。つまり、いまだ米国のLSATのような信頼性は確立していない（もつとも、このいわれているLSATの信頼性も、論証可能なものかどうかは知らない。前掲「リーガル・エリートたちの挑戦」二三頁参照）。各法科大学院が実施する入学試験も、その選抜方法としての効果は、まだはつきりとした評価の段階ではない。アメリカのロー

考にのみ依存しているようである。

法科大学院における教育の内容・レベルを調整する意味で統一司法試験を用い、司法修習の存続が定められたという要素もある。司法修習を存続させる場合には、その容量（特に実務修習のそれ）が司法試験合格者增加の制約要因になることは、明らかである（三〇〇〇人の合格枠をある程度前倒しにすることはできるかもしれないが、それ以上にすることができない）。これも法曹養成システムの大変革であり、その利害得失と後始末について十分検討しなければならない）。そうすると、既に発足した法曹養成制度について、今後差し当たつて現実にとりうる方策は、極めて限定されている。いたずらに現状を責めるのではなく、その問題点を整理して今後のよりよい選択につなげる必要がある。

### 法科大学院の淘汰

基本的に法科大学院制度を社会的に口にする無い有用なものにするには、法科大学院卒業者が原則的には法曹になれるという状況（少なくとも法曹になれない者であっても法科大学院での教育をその後の職業生活に生かせる仕組み）にする必要がある。現状は、そこに格差があるよう

に見える。これを埋めるには、司法試験合格者を増やすか、法科大学院の定員を減らすかしかない。もちろ

ん法科大学院で卒業者数を入学者数の半数近くまで減少させる淘汰をすれば、現状でもよいが、それは実際問題として非現実的である。せいぜい一割程度が最大値であろう。どちらの方向に重きをおくべきかについては、今の段階では、決定的なことはいえないというのが正直なところである。

法科大学院の教育の見地からいえば、司法試験合格者の数が増えることが望ましいことは明らかだが、これまでのいきさつや客観的状況からは、そう簡単に説得力をもつて実現すべきだと言いかえるかが問題である。いずれの選択肢もあり得ることを前提に、その選択のための条件を整理して考えてみる。

基本的には、次のように言うことができる。法科大学院の教育内容とその卒業生の能力を検証して、法曹にふさわしいと考えられる者まで新司法試験では不合格になつていると法曹になれる（少なくとも法曹になれない者であっても法科大学院での教育をその後の職業生活に生かせる仕組み）にする必要がある。現状は、そこに格差があるよう

駆逐することがないような仕組みを工夫する必要がある）。他方、この育成について十分な能力をもたない

教育目的

示までの考え方が成熟しているわけではない。後で詳論する。

その目的について、連携法二条が

前記の法曹養成の基本理念を想定し、さらに五条で法科大学院評価基準は、その基本理念を踏まえたものとがあつてはならない。以下、少し

具体的に考えてみる。

とすることが期待されている。それ

## 2 総括的な整理

### 教育の方法論の確立

法科大学院の学生は、法曹になるという目的意識がはつきりしており、意欲的に勉強していることは、事実である。比較的少人数のクラスで、充実した双方向の授業を行うのは、教師にとつても学生にとつても

刺激的である（これは、多くの教師が異口同音に認めるところである）。少なくとも、学部での多くの講義方式の授業に比べてエキサイティングであることは疑いがない。問題は、法科大学院で行われるべき法曹養成教育の方法論が必ずしも確立していないことにある。当然のことながら、いまだ試行錯誤の状況にある

のマインド（①法曹としての使命・責任の自覚、②法曹倫理）、七つの

資質・能力の養成を独立評価するものとし、その資質・能力として二つのマインド（①法曹としての使命・責任の自覚、②法曹倫理）、七つの

知識（③事実調査・事実認定能力、④法的分析・推論能力、⑤創造的・批判的検討能力、⑥法的議論・表現・説得能力、⑦コミュニケーション能

力）をあげている。

二つのマインドといつても、法曹

の使命・責任を自覚すれば、自ずと

そのため持つべき倫理観は明らか

になるはずともいえる。スキルについても、問題解決を広くとらえ、既発生の問題の解決だけではなく、問題発生の予防という意味も含めるならば、問題解決能力が基本であり、法的知識以下の各項目は、いずれもそのための能力の具体化とみることもできる。

なお、大学基準協会も、法科大学院の認定評価に参入する予定のようであるが、その中間に公表された評価基準では、これに類する定めはない（連携法二条を踏まえる趣旨であろう）。

#### 法的思考方法—正解が論証できな

##### い問題の場合

##### 法知識や表現力（コミュニケーション能力）

シヨン能力）以外の法曹としての能効は、リーガルマインドと言い換えることもできよう。知的能力以外の人間性に対する洞察力と共感をもつては、本当は最も大切な資質であるが、これを測定することは、試験ではむつかしいし、現代的な学校教育ではこれを効果的に涵養するように仕向けることも困難である。

しかし、議論の過程でのアプローチでそれを論点とすることができよう。また、臨床法務教育こそその担い手になり得るかもしれないが、その教育手法の確立や教育に当たる人

材の確保は、容易でない。

法科大学院教育で重点がおかれるべきものは、主に法的思考能力についての教育ということになろうが、そこで特に重要なのは、多くの難しい法律問題は、その正解を論証できないものであることが多い、ということを踏まえた思考方法である。これまでの司法試験に向けた法律の勉強は、原則的に正解を求めるものであつた。その典型は、択一試験合格のためのものである。およそ択一問題というものは、正解がなければ成立し得ない。しかし、このような正解志向への固執の傾向は、難しい法律問題を検討するに当たっては障害になる。

法律（広くは全てのあるべき社会規範）の意味、さらにそれをめぐる法的な利益考量と結論の具体的な妥当性とを総合的に突き詰めて検討して、できるだけ正解に近い回答を求める作業が大切である。

はじめから正解が存在するものとして、それを探索しようとする態度は、こういう作業をするのに役に立たないばかりか有害でもある（その探索によつて発見した権威例えは判例や通説に寄りかかることで物事を処理することに繋がる恐れがある。

権威に相応の敬意を払うことは大切

だが、簡単に思考停止をせず、それにも疑問をもつことができる能力・態度が必要である）。

そのような態度で作業をすることができる能力の開発が法科大学院の目的であり、使命であると思われる。そこでこそ、豊かな人間性や教養が重要な意味をもつ。

#### 正解のある問題解決の重要性

もつとも正解のある法律問題（例えば明文の法律の規定が存在する問題）の解決能力は、基礎的な法曹の素養である。これを誤ることは、直ちに関係人に害をなすことになる。これは、法曹の職務上の過誤（裁判や弁護の過誤）ということになる。もちろん正解がある問題とない問題の境界の判断も難しいことではある（例えば明文の規定や確定した判例の射程距離いかんという問題があるが、そもそもその規定や判例の存在を認識していないというのでは困る）。

#### 法曹倫理

法曹としての倫理感覚を身に付けては、こういう作業をするのに役に立たないばかりか有害でもある（その探索によつて発見した権威例えは判例や通説に寄りかかることで物事を処理することに繋がる恐れがある）。権威に相応の敬意を払うことは大切

人間としてやつてはいけないことにについての感覚は、知的な教育の問題ではない。現に知的水準は極めて高い者が自分の利益を図つて悪事を働く例は、枚挙に暇が無い。

法曹の仕事についての責任感（するなわちその社会的責任にふさわしい能力を保持すべきことの認識と他人に迷惑をかけてはならないという責任の自覚）と自分にも他人にも申開きができる行為はしないという説明責任の自覚があれば、基本的に不祥事は起らないともいえる。日本

の裁判官が廉潔であることには定評があるが、裁判に熟した事件の処理をすみやかにしないのも、職業倫理の問題である。しかし、これが法科大学院の教育で身に付くかどうかは疑問である。

ただ、常に職業倫理の問題を意識しながら仕事をする訓練をし、それを習慣化することは、極めて有用であろう。それに加えて、法曹の仕事の姿を可視的なものにする必要がある（説明責任の履行）。さらにいえば、個人の職業倫理の問題に関する情報の円滑な流通にも、十分配慮する必要がある（職業上のものは、プライバシーの問題ではないと考える余地がある）。